

宇治市監査委員公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 26 年 9 月 17 日

宇治市監査委員

池 内 光 宏  
小 山 茂 樹  
森 真 二

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

## 第2 監査の対象

平成25年度議会事務局及び教育委員会の財務に関する事務の執行について

## 第3 監査の実施期間

平成26年5月7日から同年6月24日まで

## 第4 監査の概要

この監査は、議会事務局、生涯学習課、生涯学習センター、中央公民館、宇治公民館、木幡公民館、小倉公民館、広野公民館及び宇治市民会館における事務事業のうち、主として平成25年4月1日から平成26年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

また、建設部災害復旧対策室における事務事業のうち、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの災害復旧に関する内部受託工事の執行管理等について文書及び口頭による質問調査を実施した。

## 第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

使用料収入状況（生涯学習課、生涯学習センター、市民会館）

報償費支出状況（生涯学習センター、公民館）

政務活動費支出状況（議会事務局）

補助金支出状況（生涯学習課）

委託料支出状況（議会事務局、生涯学習課、生涯学習センター、木幡・小倉・広野公民館、市民会館）

工事請負費支出状況（生涯学習課、木幡公民館）

災害復旧工事執行管理状況（災害復旧対策室）

備品管理状況

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられた。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。

そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

## 1 議会事務局

### (1) 政務活動費支出状況について

平成 23 年度の前回定期監査において、実績報告書の提出の遅れがあったと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

## 2 生涯学習課

### (1) 総合野外活動センター使用料収入状況について

使用料の徴収時期等について、関係例規及び委託契約書の定めと異なる処理が見受けられた。改善に努められたい。

なお、平成 22 年度の前回定期監査において、使用料の減免に係る事務手続に不備があったと指摘した点については、一部に改善は見られたものの、より一層の改善に努められたい。

### (2) 補助金支出状況について

支出負担行為に遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

### (3) 委託料支出状況について

規則に基づく処理のされていないものが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

なお、平成 22 年度の前回定期監査において、特命随意契約に係る事務手続に一部不備があったと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

## 3 生涯学習センター

### (1) 生涯学習センター使用料収入状況について

使用料の前納されていないものが見受けられた。また、前納によらない支払いを可能とする条例の定めを適用した事案で、起案理由が十分でないものが見受けられた。改善に努められたい。

### (2) 委託料支出状況について

支出負担行為に遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

## 4 公民館・市民会館

### (1) 市民会館使用料収入状況について

平成 23 年度の前回定期監査において、使用料の前納されていないものが見受けられると指摘した点については、今回は見受けられなかった。

### (2) 報償費支出状況について

支出負担行為に遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

## 5 災害復旧対策室

特になし。